

Basic Plan 基本プラン

[1] 建設工事保険、[2] 総合賠償責任保険の保険料は、売上高(消費税込み)により定められるので、別途お見積りいたします。

[1] 建設工事保険

「1」 工事中の「こまごまとどうしようしよ」をトータル補償!

建築工事(増築・改築・改装・修繕工事を含まず)における着工から完成・引渡しまでの間に工事現場に所在する工事(仮工事)の保険の対象、工所用仮設建物・仮設建物、工所用仮設建物内収容の什器・備品および工所用材料・工所用仮設材に生じた不測かつ突発的な事故による物的損害を補償します。

保険金をお支払いする場合

※日本国内でご契約期間中に発生した事故に限ります。

- 火災、落雷、破裂・爆発による損害..... 建築中の建物から出火
- 現場での盗難による損害..... 現場から建築資材が盗まれた
- 台風、旋風、暴風、暴風雨、突風、雹、その他の風災または雹災によって直接破損が生じた損害..... 台風により天井板が吹き飛ばされた
- 作業上の過失、拙劣による事故によって生じた損害..... 塗装仕上げ工事中に誤ってペンキを倒してしまい、設置済みのカーペットを汚損した



比べてください

ここが違う!

水災・雪災
危険補償特約

- 高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れによって生じた損害(水災危険補償特約)..... 豪雨により新築中の建物・建設現場の資材が流された。
- 寒気、霜、氷(雹を除きます。)または雪による損害(雪災危険補償特約)..... 積雪により建設中の建物の雨どいが破損した。

比べてください

ここが違う!

メンテナンス期間に
関する特約

引渡し後の保険の対象などについて、その引渡し前の工事期間中に発生した施工の欠陥に起因する事故および工事の請負契約書に従って行う修補作業の拙劣または過失による事故で生じた損害を補償します。なお、引渡し後24か月以内の事故に限ります。*ただし、ご契約期間中に発生した事故に限ります。

主な事故例

- 施工ミスにより、引渡し1年後に外壁が崩れ落ちたため、修理費用が発生した。
- 半年後のメンテナンス作業中に、壁に穴をあけてしまった。

※この特約に関してのみ【損害保険金=損害額-自己負担額】(自己負担額は損害額の20%または30万円のいずれか高い額となります。)

お支払いする主な保険金

※詳しくは木建セイフティ・ソリューション・クラブ保険約款・特約集(以下、「普通保険約款など」といいます。)をご覧ください。

- 損害の生じた保険の対象などを損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築・再取得または修理の費用
- 損害保険金の6%に相当する額を限度とした残存物取片づけ費用
- 1事故につき100万円を限度に損害保険金の20%をお支払いする臨時費用

[2] 総合賠償責任保険

「2」 工務店様の賠償リスクをトータル補償!
製造物・完成作業リスク
施設・業務遂行リスク

建築工事に起因する第三者の身体の障害^{*1}、財物の損壊^{*2}に関する損害賠償責任を補償します。

保険金をお支払いする主な場合

※日本国内でご契約期間中に発生した事故に限ります。

- 工事や作業の終了・引渡し後、施工ミスなどが原因で他人に損害を与え、法律上の賠償責任を負担される場合
- 建築工事中の事故により、誤って隣家や他人に損害を与え、法律上の賠償責任を負担される場合
- 工事現場での施設に起因する事故が原因で他人に損害を与え、法律上の賠償責任を負担される場合

*1. 人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。(以下同じです。)
*2. 有体物の滅失、損傷または汚損(以下これらを「損傷等」といいます。)です。(以下同じです。)

比べてください

ここが違う!

今まで

これは保険の対象ではありませんから...

と言われたこと
ありませんか?

引渡し後、配管のジョイント締めが不十分なため、水漏れにより家財に損害を与えると同時に、壁および床の修理費用が発生した。

▶ 今までの場合

①家財やじゅうたんなどは第三者の財物として対象になりますが、②壁や床は引渡した生産物自体の損害にあたり本来は補償の対象となりません。

▶ おまかせ工事保険の場合

特約により①に損害があった場合に限り、②も補償されます。

製造物・完成作業自体の損害などについては1事故100万円、期間中300万円限度です。



比べてください

ここが違う!

その他の
さまざまな
賠償リスクに対応

工務店様の施設や業務に起因する賠償事故を補償します。

主な事故例

- 事務所に隣接の資材置場に保管中の木材が突然崩れ、そばで遊んでいた子供が負傷した。
- 事務所の看板が落下し、通行人がケガをした。
- 工務店が管理するモデルルームにいられたお客様が、設備の不備でケガをした。
- 営業でお客様のお宅を訪問した際、誤って高価な壺をこわした。

人格権の侵害を補償

▶ 1事故・期間中5億円限度

- 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害または精神的苦痛
- 口頭、文書、図面その他これらに類する表示行為による名誉毀損、プライバシーの侵害または精神的苦痛

賠償事故に伴う初期費用を補償

▶ 1事故・期間中100万円限度

- 被害者へ持参する見舞品費用 ●現場保存費用 ●調査費用 など

地盤崩壊リスク・不良完成品リスクなど ▶ その他の補償につきましては、普通保険約款などをご覧ください。



お支払いする主な保険金

※その他費用保険金につきましては普通保険約款などをご覧ください。

- 損害賠償金 対人事故の場合 治療費・休業損失・慰謝料など 対物事故の場合 修理費用など ●損害防止費用 ●権利保全費用 など

1事故・期間中支払限度額(ご契約金額): 対人・対物共通で

5億円

自己負担額: 1事故につき10万円